

議 第 1 号

県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設整備」)事業の施行申請について

土地改良法第85条の3第1項の規定に基づき、下記により県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設整備」)事業の施行申請をすることについて議決を求める。

記

1. 施行申請をしようとする事業の概要

- (1) 事業名 県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設整備」)事業
- (2) 事業目的 本地区は、新潟県のほぼ中央にある三条市の市街地南部に位置する都市近郊農村地帯である。
本計画の佐印川排水路は、県営ほ場整備事業「本成寺地区」により、昭和52年～53年に切梁式軽量鋼矢板護岸で整備された。
排水路工事の完了後、隣接する金子新田工業団地において本格的な工場建設が始まり、また平成17年からは嵐南工業団地が併設され、現在は20社以上の企業が進出し操業している。
地区は扇状地形の末端にあつて、佐印川排水路は左右を低位部1号支線排水路、低位部2号支線排水路に囲まれた中央に位置している。両支線排水路はそれぞれ山地の排水流域を抱えており、佐印川排水路よりも水位は高い。
また、工業団地の造成等により排水系統が集約されたこと、並びに宅地化による表面排水の地下浸透がなくなり、佐印川排水路の矢板護岸背面に集中することなどから、建設当初よりも地下水が上昇していることが確認された。
地下水の上昇に伴う荷重の増加といった他動的要因により水路機能は低下し、平成21年には切梁が座屈して護岸の変形が顕著となったため、翌平成22年に切梁を交換して排水路の維持に努めてきた。
現在は軽量鋼矢板の亀裂や変形がより顕著となり、通常の管理で排水路を維持していくことが困難で、護岸が崩壊した場合は、甚大な被害が想定される。
このため、本事業により排水路を改修することで排水機能を確保し、農業生産の維持と農地・農業用施設及び人家・公共用施設への被害を未然に防止する。

(3) 総 事 業 費 509, 000千円

(4) 負担区分の予定割合

工事の区分	国	県	市町村	地元
工 事 費	55%	29%	14%	2%
工 事 雑 費	—	100%	—	—
地方事務費	—	100%	—	—

(5) 実 施 予 定 期 間 令和2年度～令和5年度

(6) 事業計画概要書 別冊1 県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設整備」)事業計画概要書

2. 施行申請の方法 施行申請は土地改良法第85条の3第1項に基づき、本土地改良区が県知事に対して行う。

令和2年3月 日 提 出

刈谷田川土地改良区
理事長 河 村 則 夫